

令和 8 年度第 3 回庁議 会議録

[日 時] 令和 8 年 5 月 2 8 日（木） 9 時 0 0 分～ 9 時 3 0 分

[場 所] 庁舎応接会議室

[出席者] 市長、副市長、教育長及び各部局長、危機管理監
消防本部総括次長、港湾課長 代理出席

[欠席者] 危機管理監

[会次第]

1 市長あいさつ

2 議 題

(1) 市議会定例会提出議案について (関係部局)

3 協議事項

(なし)

4 連絡事項

(1) 90 周年記念事業について (企画部)

5 その他

1 市長あいさつ

本日の議題にもあるように、市議会定例会が 6 月 8 日に開会予定である。6 月議会に向けて、各部局、予想される項目については事前に準備をするなど、遺漏のない対応をお願いします。

2 議題

(1) 市議会定例会提出議案について (関係部局)

市議会定例会提出議案について説明をお願いします。

福祉部から、報告 1 件、条例議案 1 件について説明。

報告第 10 号、「新居浜市新型インフルエンザ等対策行動計画」の作成については、新型インフルエンザ等対策特別措置法の規定に基づき本行動計画を作成し議会に報告するもので、国の政府行動計画及び愛媛県行動計画を踏まえ、病

原性の高い新型インフルエンザや新型コロナウイルス感染症以外も含めた幅広い感染症による危機に対応し、市民の生命及び健康を保護するとともに、市民生活及び経済に及ぼす影響を最小限にすることを目的としている。

改定内容は、新型インフルエンザ等対策の基本的な方針、対策項目、役割分担、発生段階における取組などを定め、特定の感染症や過去の事例のみではなく、新たな呼吸器感染症等が流行することも想定し、様々な状況に対応できるよう、対策の選択肢を示すものである。

なお、今後の計画の見直しについては、新型インフルエンザ感染症等に関する科学的な知見などにより、政府行動計画及び愛媛県行動計画の改定に合わせ、適切に行うものとしている。

議案第４６号、「新居浜市介護保険条例の一部を改正する条例」の制定については、令和７年１２月１７日に公布された介護保険法施行令の一部改正に伴い、令和８年度の介護保険料の算定において課税者とみなされる場合、国の通知により、令和７年度及び令和８年度、どちらにおいても住民税が非課税の者については、令和８年度の介護保険料の算定において住民税非課税区分となるよう、減免の特例措置が認められたものである。

本議案は、このような減免の特例措置を、被保険者の申請によらずに行うことができるよう、新居浜市介護保険条例の一部を改正するもので、改正の内容は、条例第１５条第２項ただし書の規定を、減免申請書の提出がなくとも、市の職権で減免の適用を可能とする規定に改めるものである。

企画部から、報告２件、予算議案２件について説明。

報告第１１号「継続費繰越計算書の報告」については、一般会計において継続費を設定して進めている、市庁舎大規模改修事業など４事業に係る継続費繰越計算書の報告で、令和７年度予算額に対する未執行額を令和８年度へ通次繰越したものである。

報告第１３号「繰越明許費繰越計算書の報告」については、令和７年度一般会計における地籍調査事業費、地域商品券事業費など３４事業に係る繰越明許費繰越計算書の報告で、国の令和７年度補正予算に対応したこと、地元調整等に不測の日数を要したことなどから、事業費の一部を令和８年度に繰越したものである。

議案第４８号「令和８年度新居浜市一般会計補正予算（第１号）」については、国等の補助内示があった事業等を補正するもので、こども・子育て複合施設整備事業等の公共事業をはじめ、南消防署及び消防指令センター建設事業の単独事業のほか、生活保護費追加給付事業費等の施策費について、予算措置するものである。

議案第49号「令和8年度新居浜市介護保険事業特別会計補正予算（第1号）」については、介護保険事業に係る介護保険システム改修事業費について予算措置するもので、今回の補正は262万9千円の追加である。

上下水道局からは、報告3件、議案1件について説明。

報告第12号「継続費繰越計算書の報告」については、公共下水道事業会計において継続費を設定して進めている、「港町雨水ポンプ場改築事業及び松神子雨水ポンプ場改築事業」に係る「継続費繰越計算書」の報告で、令和7年度予算額の未執行額を今年度へ通次繰越したものである。

報告第14号及び第15号「繰越計算書の報告」については、水道事業会計及び公共下水道事業会計における「資本的支出」に係る繰越計算書の報告で、関連工事の遅延等から事業費の一部を本年度へ繰越したものである。

議案第50号、「令和8年度新居浜市公共下水道事業会計補正予算（第1号）」については、国の令和8年度当初予算内示に伴い、資本的収入に企業債4,380万円及び国庫補助金4,387万3千円を、資本的支出に建設改良費8,774万6千円をそれぞれ追加するもので、内容としては、污水管渠の整備を実施するものである。

市民環境部から、議案1件について説明。

議案第44号工事請負契約については、「令和8年度清掃センター定期点検整備工事」を対象として、5億8,850万円で、「日鉄エンジニアリング株式会社」と、随意契約を締結しようとするものである。

総務部から、条例1件について説明。

議案第45号、市長等の損害賠償責任の一部免責に関する条例等の一部を改正する条例の制定については、地方自治法の一部改正に伴い、引用法令条項のずれが生じることによる所要の条文整備を行うもので、3本の条例について条項の整理を行うものである。

なお、この条例は、令和8年9月24日から施行したいと考えている。

消防本部から、条例議案1件、追加提出議案について説明。

議案47号の新居浜市消防団員等公務災害補償条例の一部を改正する条例の制定については、消防団員等に対する公務災害補償に係る葬祭補償の額を改めるため、条例の一部を改正しようとするものである。

改正の内容については、消防団員等が公務災害により死亡した場合における葬祭補償の額を３１万５，０００円から３３万円に改めるものである。

なお、この条例は、公布の日から施行したい。

３ 協議事項

(なし)

４ 連絡事項

(１) ９０周年記念事業について (企画部)

新居浜市市政施行９０周年記念事業に係るテーマについて、皆様から提案いただいた５６件のテーマ案について、庁内検討委員会で５案に選定し、令和８年５月１日から５月２２日までの間、職員及び市民による投票を実施した。

その結果、投票総数５０２票のうち、職員投票及び市民投票において、１位となった、「ともに歩む、ともに描く。にいはま」を９０周年記念事業に係るテーマにしたいと考えている。

なお、このテーマについては、地域コミュニティ課から提案があったものを一部修正したものである。

次に提案事業の募集について、今年度実施するプレ事業については、職員から提案を募集する。また来年度実施する９０周年記念事業については、職員及び市民から提案を募集したい。

各部局長においては、記念事業の趣旨を理解のうえ、所属職員へ職員提案事業について、積極的な提案をいただくよう周知するとともに、関係する団体等へも、周知いただくようお願いする。

５ その他

(１) E:N BASE の利用について (松田副市長)

愛媛県庁第２別館に新たに開設された官民共創施設「E:N BASE」について説明。県庁への出張の際には立ち寄ることや、関心のあるイベントに積極的に参加することを呼びかけ、幹部職員だけでなく若手職員にも新たな学びや人脈づくりの機会として活用していただきたい。